

## 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 協議会の広報に関すること。
- (5) その他協議会の運営に必要な事項に関すること。

(組織及び事務分掌)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務広報班、調整班及び計画班を置く。

2 各班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、書記その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて香川県職員  
の派遣を要請するものとする。

3 書記の補職名は、事務局次長、班長、班員とする。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を総括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡調整に関すること。
  - (2) 事務局長の職務の補佐
  - (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理
- 3 班長は、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 班相互間の連絡及び調整
- (2) 自己の班に属する職員の指揮監督
- (3) 分掌する事務の管理

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会の提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程等の制定及び改廃
- (5) その他特に重要と判断される事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関する事。ただし、50万円未満のものに限る。
- (2) 物品及び現金の出納に関する事。
- (3) 事務局の運営に係る基本方針に関する事。
- (4) 観音寺市、大野原町、豊浜町との連絡調整に関する事。
- (5) 実務上の調査並びに照会及び回答に関する事。
- (6) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関する事。
- (7) その他軽易な事項に関する事。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

- 2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 3 会長、副会長及び事務局長がともに不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における文書の收受、発送、処理、施行、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、観音寺市の文書管理規程を準用する。

- 2 事案を処理する場合の起案は、起案用紙(別記様式)を用いて行うものとする。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第11条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、職員の属する市又は町の例による。ただし、勤務時間の割り振り並びに休憩時間及び休息時間については、大野原町の例による。

(職員の給与等)

第12条 職員の給与、共済費等(時間外勤務手当、休日勤務手当を除く。)については、それぞれ属する市又は町の負担とする。ただし、香川県からの派遣職員については、別に定める。

- 2 職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び旅費については、大野原町の例により協議会が支給する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

班 名	分 掌 事 務
総務広報班	(1) 庶務及び会計に関すること。 (2) 合併の諸手続に関すること。 (3) 協議会の会議に関すること。 (4) 協議会の人事に関すること。 (5) 報酬等の支給に関すること。 (6) 国、香川県との連絡調整に関すること。 (7) 合併に係る広報に関すること。 (8) ホームページの運営に関すること。 (9) 合併に係る資料の編纂、調整に関すること。 (10) その他他の班に属さない事項に関すること。
調 整 班	(1) 基本的協定項目に関すること。 (2) 特例法に基づく協定項目に関すること。 (3) 総務企画分野に関すること。 (4) 産業分野に関すること。 (5) 建設分野に関すること。 (6) 民生分野に関すること。 (7) 福祉分野に関すること。 (8) 教育分野に関すること。 (9) 各種事務事業の調整に関すること。 (10) 行財政現況調査調整に関すること。 (11) 住民説明に関すること。
計 画 班	(1) 新市建設計画に関すること。 (2) 財政計画に関すること。 (3) 予算編成に関すること。 (4) 住民説明に関すること。

別表第2（第10条関係）

1 名 称	観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会印	観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会長の印	観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局長の印
2 ひな形	町 野 観 合 原 音 併 町 寺 協 豊 市 議 浜 大 会	会 町 野 観 長 合 原 音 之 併 町 寺 印 協 豊 大 会	事 町 野 観 務 合 原 音 局 併 町 寺 長 協 豊 大 之 議 市 印 会 大
3 寸 法	2.7cm×2.7cm	2.7cm×2.7cm	2.4cm×2.4cm
4 書 体	てん書体	てん書体	てん書体
5 用 途	対外全般	対外全般	対外全般





